

全体的な進捗状況及びそれに対する評価

当行は、平成 15 年 8 月、「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を策定、平成 15 年度～平成 16 年度の 2 年間（集中改善期間）において機能強化を確実に実行すべく、その施策を中期経営計画に織り込み、中期経営計画の一環として推進してまいりました。

1. 15 年 4 月～17 年 3 月の進捗状況

(1) 行内推進態勢の構築

「問題解決型営業」の推進を中心に行い、取引先のニーズへの的確かつスピーディーな対応を行うため、営業企画部門と営業推進部門を一体化した「営業サポート部」を新設いたしました。

また、取引先の経営の健全化と発展に向けた積極的な経営支援態勢を強化すべく、審査部内の「経営支援グループ」を審査第一課から独立させ「経営支援室」を新設するなど「リレーションシップバンキングの機能強化」推進のための本部態勢を整備いたしました。

(2) 取引先企業の本業支援・経営支援

商談会の開催

平成 15 年 6 月 5 日「第 5 回北都ビジネスサポートプラザ大商談会」、平成 16 年 9 月 15 日「北都ビジネスフォーラム 2004 第 6 回ビジネス商談会」および併設イベント「秋田の『食』活性化プロジェクト」を開催いたしました。第 6 回の開催では、併設イベントを含め計 107 社が出展、来場者数約 3,000 名、商談成約 77 先、商談中・商談予定 115 先（平成 17 年 1 月末現在）の実績となっております。

公的企業支援策申請企業へのサポート

秋田県「経営革新総合支援事業（フェニックスプラン 21）」等、公的企業支援策申請企業 29 社への支援を実施いたしました。

政府系金融機関との連携

取引先企業の本業支援・経営支援強化に向け、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫との業務協力協定・覚書を締結、定例情報交換の実施による当行協調融資実績は 506 百万円（総額 1,551 百万円）となりました。

経営支援活動の展開

支援対象先への企業実査・訪問活動の強化、経営改善計画策定支援・フォローアップの推進、秋田県中小企業再生支援協議会の活用等、本部専担部署と営業店が一体となった経営支援活動を展開いたしました。

(3) 人材育成

中小企業診断士の育成、行外研修への派遣、目利き・企業支援スキル向上の内容を組み入れた行内研修「融資渉外実践研修会」、「企業サポート研修会」の実施等により、「リレーションシップバンキングの機能強化」に向けた人材育成に注力いたしました。

2. 計画の達成状況とその分析・評価および今後の課題

平成 15 年度～平成 16 年度の集中改善期間において、行内推進態勢の構築と取引先企業の本業支援・経営支援活動の強化、行内研修の開催等による人材育成への取組み等、機能強化に向けて着実に進捗いたしました。

当行のビジネスモデルとしての「問題解決型営業」の更なる推進が今後の課題であり、成果を収めた施策については取組みの一層の強化、検討段階にて未実施の施策については早期実現を図ることにより、今後も地域経済の活性化に全力で取り組んでまいります。

1. 15年4月から17年3月の全体的な進捗状況

当行は、平成15年8月、「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を策定し、機能強化を確実に実行すべく、その施策を中期経営計画に織り込み、中期経営計画の一環として推進してまいりました。行内推進態勢の整備、商談会の開催、政府系金融機関との連携等、取引先企業の本業支援・経営支援強化に向けた取組みを推進するとともに、人材育成にも注力いたしました。

2. 16年10月から17年3月までの進捗状況

上記取組みの中でも、平成16年9月15日に開催された「北都ビジネスフォーラム2004 第6回ビジネス商談会」および併設イベント「秋田の『食』活性化プロジェクト」では、商談成約77先、商談中・商談予定115先（平成17年1月末現在）の実績となっております。

3. 計画の達成状況

平成15年度～平成16年度の集中改善期間において、行内推進態勢の構築と取引先企業の本業支援・経営支援活動の強化、行内研修の開催等による人材育成への取組み等、機能強化に向けて着実に進捗いたしました。

4. 計画の達成状況に対する分析・評価及び今後の課題

当行のビジネスモデルとしての「問題解決型営業」の更なる推進が今後の課題であり、成果を収めた施策については取組みの一層の強化、検討段階にて未実施の施策については早期実現を図ることにより、今後も地域経済の活性化に全力で取り組んでまいります。

5. アクションプログラムに基づく個別項目の計画の進捗状況

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考（計画の詳細）
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
中小企業金融の再生に向けた取組み						
1. 創業・新事業支援機能等の強化						
(1)業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	企業の将来性、技術力、キャッシュフロー重視の融資審査態勢を構築。	審査第一課に一部業種別審査担当を配置。融資審査トレーニーの実施。	融資審査トレーニーの実施。	融資審査トレーニー実施。一部業種別審査担当を配置。ニュービジネスの業界調査実施。	融資審査トレーニー実施。一部業種別審査担当を配置。ニュービジネスの業界調査実施。	審査第一課に業種を特定のうえ、一部業種別審査担当を配置する。取引先の実態把握のため、企業実地調査の強化を図る。「融資審査に係るマニュアル」の改定、整備。融資審査トレーニーの実施。ニュービジネスの業界調査実施。
(2)企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	行外研修への派遣、行内研修の実施。通信講座幹旋。	行外研修への派遣、行内研修の実施。通信講座幹旋。	行外研修への派遣、行内研修の実施。通信講座幹旋。	中小企業診断士養成。行外研修への派遣。行内研修の実施。通信講座受講幹旋。	中小企業診断士養成。行外研修への派遣。行内研修の実施。通信講座受講幹旋。	中小企業診断士育成の継続。地銀協主催の「目利き研修」への派遣。半期に1回、行内「目利き研修」を実施。アクションプログラム対応の通信講座受講幹旋。
(3)産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画	産学官の各関係機関との連携強化に取組む。	産業クラスターサポート金融会議への参画。	産学官の連携による具体的案件への取組み強化。	大商談会開催。産業クラスターサポート金融会議参加。「あきたアカデミーベンチャーファンド」へ出資。	産学官主催セミナー等への積極参加。第7回商談会企画検討。	大商談会の継続開催。産業クラスターサポート金融会議への参画。日本政策投資銀行との連携体制検討。「あきたアカデミーベンチャーファンド」への出資。
(4)ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調融資等連携強化	地域ベンチャー企業育成支援のための連携強化検討。	関連諸会議設置状況、参画可能性調査。	関連諸会議への参画。協調融資連携手法構築検討。	政府系金融機関との業務協定覚書締結・情報交換実施。あきた新事業プラットフォーム会議参加。	業務協定覚書締結先との情報交換実施。	関連諸会議等の実情調査。地域新事業創出プラットフォームへの参画可能性調査。各関連機関との協調融資等、連携強化のあり方検討。
(5)中小企業支援センターの活用	各中小企業支援センターの活用方法の研究。	中小企業支援センターの活用方法研究。	機能活用による問題解決型営業の定着化。	中小企業支援センターへの助成金申請サポート展開。助成金セミナー開催。	中小企業支援センターへの助成金申請サポート展開。	公的企業支援策の情報収集継続と地元企業への紹介による事業展開の支援実施。中小企業支援センターの活用方法研究。
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化						
(1)経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組み整備	地元中小企業の本業支援・育成強化。「北都ビジネスクラブ」の機能強化。	大商談会開催。「業種別サポートマニュアル」制定。問題解決型営業の実施体制整備。	大商談会開催。ビジネス・マッチング機能強化。問題解決型営業の強化。	大商談会開催。「業種別サポートマニュアル」「業種別マッチングマトリックス」制定。助成金セミナー開催。	第7回商談会企画検討。	問題解決型営業への転換に向けた全行的啓蒙活動の強化。「法人新規開拓マニュアル」の内容のブラッシュアップ。「業種別サポートマニュアル」制定。ビジネス・マッチング機能の強化。融資渉外実施のための営業店体制の見直し。
(3)要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	（別紙様式3-2、3-3、3-4及び3-5参照）					

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考(計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月~17年3月	16年10月~17年3月	
	(4)中小企業支援スキル向上を目的とした研修の実施	行外研修への派遣、行内研修の実施、通信講座幹旋。	行外研修への派遣、行内研修の実施、通信講座幹旋。	行外研修への派遣、行内研修の実施、通信講座幹旋。	中小企業診断士養成。行外研修への派遣、行内研修の実施、通信講座受講幹旋。	中小企業診断士養成の継続。地銀協主催の「企業支援スキル向上研修」への派遣。半期に1回、行内「企業支援スキル向上研修」を実施。通信講座受講幹旋。
	(5)「地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力	協力要請に可能な範囲で対応。	—	—	協力要請なし。	協力要請の内容を吟味したうえで、具体的取組策を検討。
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み						
	(1)中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手	プリパッケージ型事業再生、私的整理ガイドラインのケーススタディー実施。	プリパッケージ型事業再生対象先、私的整理対象先の選定、検討。	ケーススタディーの実施、完成。	「私的整理に関するガイドライン」に基づく具体的な案件の協議継続。	「私的整理に関するガイドライン」に基づく具体的な案件の協議継続。
	(2)地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成の取組み	基本的に融資等本業による支援を図る。	地公体等の動向を見ながら検討。	地公体等の動向を見ながら検討。	意見交換会等を通じた地公体動向を注視。	意見交換会等を通じた地公体動向を注視。
	(3)デット・エクイティ・スワップ、DIP ファイナンス等の活用	DIP ファイナンス関連として、保証協会保証付制度融資を推進。	県信用保証協会保証付制度融資により個別対応。	県信用保証協会保証付制度融資により個別対応。	保証協会制度による再生資金1先対応。	具体的案件なし。
	(4)「中小企業再生型信託スキーム」等、RCC信託機能の活用	RCCの信託機能の活用可否について検討。	県中小企業支援協議会との情報交換。RCC信託機能の活用検討。	県中小企業支援協議会との情報交換。RCC信託機能の活用検討。	具体的案件なし。	具体的案件なし。
	(5)産業再生機構の活用	県中小企業支援協議会を通じ、産業再生機構の適用先を検討、活用。	対象先の検討、再生計画・再生スキームの検討。	対象先の検討、再生計画・再生スキームの検討。	産業再生機構の活用1先。	具体的案件なし。
	(6)中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	委員会・担当者会議への積極的参加。具体的な案件検討。	推進チームの設置。対象先選定、再生スキーム検討、支援実施。	対象先選定、再生スキーム検討、支援実施。	県中小企業再生支援協議会へ6先相談持込み実施。内2先改善計画策定承認。	未了4先の内、二次案件として協議継続3先。
	(7)企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施	行外研修への派遣、通信講座幹旋。	行外研修への派遣、通信講座幹旋。	行外研修への派遣、通信講座幹旋。	中小企業診断士養成。行外研修への派遣、通信講座受講幹旋。	中小企業診断士養成の継続。外部主催の「企業再生支援研修」への派遣、通信講座受講幹旋。
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化						
	(1)担保・保証へ過度に依存しない融資の促進等。第三者保証の利用のあり方	キャッシュフロー重視の企業審査実施。担保・保証のあり方については、一律的な対応は不可能であり、実態調査を実施し対応を検討。	貸出稟議書へのキャッシュフローの反映。企業実地調査の見直し。スコアリングモデル構築に向けた検討。保証形態あり方検討。	スコアリングモデル構築に向けた検討。保証形態のあり方見直し。	融資稟議支援システム導入。融資先企業実地調査の改定実施。債務者の実態把握・グループ管理強化。スコアリングモデル検討。	「実態バランスシート作成支援システム」導入。保証制度の見直し実施。
						キャッシュフローの貸出稟議書への反映。融資先企業実地調査の改定。財務制限事項については、当面シンジケートローン対象先に適用。スコアリングモデルについては、CRD等外部データの活用を検討。担保・保証に関する実態調査実施。保証については、過度にならないよう配慮し、実態調査結果を踏まえ対応を検討。

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考(計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月~17年3月	16年10月~17年3月	
(3)証券化等の取組み	証券化についてノウハウの蓄積を図り、取組みを検討。	証券化についてノウハウの蓄積を図り、取組みを検討。	売掛債権等の証券化について勉強会等を通じノウハウの蓄積に努める。	売掛債権等の証券化の取組み検討。	ノウハウの蓄積を目的とした勉強会実施。	売掛債権等の証券化について、既に先行している大手銀行や信託銀行との勉強会等を通じノウハウの蓄積に努める。証券化への取組みに関して、本部各部の連携や体制整備を進めていく。
(4)財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	TKC あるいは地元税理士、公認会計士との連携検討。	TKC、地元税理士、公認会計士等との連携検討。	TKC、地元税理士、公認会計士等との連携検討。	TKC 東北および地元税理士との情報交換・協議実施。	TKC 東北および地元税理士との情報交換・協議実施。	財務諸表の精度が一定水準以上の中小企業を金利優遇する融資プログラムとして、地元税理士、公認会計士等との提携を検討。
(5)信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	信用リスクデータベースの整備・充実と融資稟議支援システムへの反映。基準金利体系の見直し。	融資稟議支援システム稼働。信用格付制度・基準金利体系見直し。14年度信用コスト・信用リスク量計測。	融資稟議支援システムの整備充実と信用リスクデータ活用。15年度信用コスト・信用リスク量の計測分析。	融資稟議支援システム導入。基準金利体系の改定実施。信用格付制度の一部改定実施。貸出条件緩和債権の基準金利制定。	信用格付制度の一部改定実施。大口と信先管理開始。	信用コストおよび信用リスク量のデータ蓄積。融資稟議支援システムの稼働。適正貸出金利については、推定デフォルト率と回収率に、当行調達コストを加味したものと15年上半期中に見直し実施。信用リスクデータを活用したポートフォリオ適正化の推進。
5.顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化						
(1)銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	研修の実施、コンプライアンス点検、通達・ニュース等による行員への周知徹底。	保証研歴のあり方検討。研修会での指導、コンプライアンス点検の実施。地域金融円滑化会議での交換意見の検討。	保証研歴のあり方見直し。研修会での指導、コンプライアンス点検の実施。地域金融円滑化会議での交換意見の検討。	「融資担当役員研修会」での指導実施。「融資謝絶案件記録簿」の制定。「クレジットポリシー」の改定実施。コンプライアンス点検の実施。地域金融円滑化会議参加。	「クレジットポリシー」の改定実施。コンプライアンス点検の実施。地域金融円滑化会議参加。	貸付契約・保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明については「融資担当役員研修会」等で、説明の充実が図られるよう継続指導していく。保証研歴のあり方について検討、見直しを行う。四半期毎の「コンプライアンス点検」の実施と法務ニュース発刊による意識高揚。地域金融円滑化会議での意見の施策への反映。
(3)相談・苦情処理体制の強化	営業店・統括部署・本部内所管部の連携を図り、同様事案の再発防止を徹底。	苦情トラブルの事例紹介による再発防止策等の指導。臨店指導の継続的実施。	苦情トラブルの事例紹介による再発防止策等の指導。	苦情トラブル専担部署設置。苦情トラブル対応態勢の改定実施。苦情トラブルの分析と還元実施。臨店指導実施。	苦情トラブル専担部署設置。苦情トラブル対応態勢の改定実施。苦情トラブルの分析と還元実施。臨店指導実施。	統括部署とCS担当部署の連携による臨店指導の継続実施。苦情・トラブルの事例紹介や行内研修会の活用等により、再発防止策の指導ならびに意識高揚を図る。全国銀行協会、全国地方銀行協会提供データの活用を検討。
6.進捗状況の公表						
	中間決算あるいは本決算発表時に半年間の取組み実績を公表。	公表内容の決定。15年11月の決算発表時に上半期中の取組み実績を公表。	16年5月、16年11月の決算発表時に取組み実績を公表。	月次進捗管理態勢を整備し進捗状況の検証実施。半期毎に取組み実績を公表。	中間決算発表時(16年11月)に16年度上期の取組み状況をニュースリリース、ホームページにて公表。	決算発表時に取組み実績をニュースリリースとして公表し、当行ホームページでも公表する。また、ミニディスクロージャー誌、ディスクロージャー誌にも取組み実績を掲載し、取引先に積極的に公表していく。
各金融機関の健全性の確保、収益性の向上に向けた取組み						
1.資産査定、信用リスク管理の強化						
(1)適切な自己査定及び償却・引当	より適切な自己査定と厳格な監査、および適正な償却・引当の実施。	自己査定基準書の改定。不芳情報登録システム稼働開始。貸倒実績率算定システム稼働。	不良債権管理システムの開発・試行・稼働。	融資担当役員研修会等での指導実施。自己査定基準書等の改定実施。自己査定システム開発着手。一般貸倒引当金貸倒実績率算定システム稼働。	自己査定監査規程・自己査定監査実施要領制定。実態バランスシート作成支援システム導入。	信用格付、カスターの精度向上。取引先企業の実態把握能力の向上。自己査定基準書、自己査定マニュアル等の見直し。償却・引当システム開発による償却・引当作業の効率化。
(1)担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価制度に係る厳正な検証	処分実績データの蓄積及び検証による適切な担保評価の実施。	処分実績データによる担保掛け目の検討・規定化、適切性の検証。	処分実績データによる担保掛け目の検討・規定化、適切性の検証。	担保処分実績データの蓄積による競売・鑑定評価掛目の改定実施。	担保処分実績データの蓄積による競売・鑑定評価掛目の改定実施。	競売申立物件の処分実績検証による担保掛け目の検討と規定化の実施。任意売却及び競売の処分実績データの蓄積をはかり、担保評価額、担保掛け目の適切性検証を継続実施。

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考(計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月~17年3月	16年10月~17年3月	
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上						
(2)信用リスクデータの蓄積、債務者区分と統合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	地銀協共同開発「信用リスク定量化システム」の活用、信用格付制度・基準金利体系の改定。	外部コンサル結果を踏まえた信用格付と基準金利体系の見直し。信用リスクデータの蓄積、不芳情報の登録開始。	前期末デフォルトデータの取込みと融資稟議支援システムへの移行検討。信用リスクデータの蓄積。	外部コンサル結果に基づく基準金利体系の見直し実施。貸出条件緩和債権の基準金利制定。信用格付制度の一部改定実施。取引先不芳情報のホスト登録開始。プライシング推進。	地銀協新システム稼働への対応実施。大口と信先管理開始。プライシング推進。	「信用リスク定量化システム」を活用し、地銀協還元データとの比較・補正を行いながら、信用コストおよび信用リスク量を把握。取引先の法的手続の発生等、不芳情報の入手によるタイムリーな信用格付取得と債務者区分との不整合を回避する為、同情報のホストへの登録手続を制度化。基準金利体系については、外部コンサル結果による推定保有信用コスト量のカバーを基本として、信用格付制度を反映したものに改定。
3. ガバナンスの強化						
(1)株式会社公開銀行と同様の開示(タイムリーディスクロージャーを含む)のための体制整備等	東証開示規則第2条に則った開示に向けた態勢整備。	開示方針・開示基準の策定と行内周知。開示シミュレーション実施。	平成16年度より開示を実施。	東証開示規則第2条項目に準拠した当行開示基準を策定・行内周知。16年度より本格開示実施。	左記開示基準に則り適時開示を実施。	東証開示規則第2条の各項目ごとに主管部を決定するとともに、開示の要否の判定ルール「開示基準」を策定する。事象の発生にともない、開示をニュースリリース、ホームページ上で公表する。必要に応じ会見を実施。
4. 地域貢献に関する情報開示等						
(1)地域貢献に関する情報開示	地域貢献に関する取組み実績を積極的に開示する。	開示項目・担当部署の決定と開示フローの行内周知。11月の決算発表時に開示。	5月、11月の決算発表時に開示。	開示に向けた行内体制を整備。半期毎の取組み実績をディスクロージャー誌、ミニ・ディスクロージャー誌、ホームページにて公表。	中間決算発表時(16年11月)に16年度上期の取組み実績をミニ・ディスクロージャー誌に掲載しリリース、ホームページにて公表。	地域への信用供与の状況、地域のお客さまへの利便性提供の状況、地域経済活性化への取組み状況、その他ボランティア等の取組状況に大別し、ニュースリリース、ホームページ、ディスクロージャー誌等により情報開示を実施。

6. その他関連の取組み

項目	具体的な取組み	進捗状況	
		15年4月~17年3月	16年10月~17年3月
「企業経営支援ファンド」の取扱い開始(平成15年5月1日)	地域中小企業への円滑な資金供給と地域経済の活性化を目的に、企業経営の正常化および継続性が見込まれ経営体質改善を図る企業を対象に「企業経営支援ファンド」を取扱い開始。本ファンドは要注意先以下を対象としており、事業の将来性・資金使途・償還能力の診断のための経営改善計画書作成を条件とすることで経営支援機能ならびにコンサルティング機能を付加したものである。ファンド総額は平成15年度10億円、平成16年度10億円の計20億円。	平成17年3月31日現在 実行累計額 91件 1,802百万円 当初20億円の本ファンド規模を30億円に増枠。	平成16年10月~平成17年3月 実行累計額 31件 402百万円
「企業活性化ファンド」の取扱い開始(平成15年7月14日)	事業内容が良好で、成長期・安定期にある中小企業者に対し、円滑な資金繰りを支援していくため「企業活性化ファンド」を取扱い開始。期間は平成15年12月31日までとし、ファンド総額は30億円。	平成17年3月31日現在 実行累計額 163件 3,250百万円 総融資枠を60億円に増枠するとともに、取扱期間を平成17年3月31日まで延長。	平成16年10月~平成17年3月 実行累計額 16件 396百万円

中小企業金融の再生に向けた取組み

2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表

具体的な取組み		健全債権化、不良債権の新規発生防止に向けた取組みの一層の強化。
スケジュール	15年度	経営改善計画策定目標112先。
	16年度	経営改善計画策定目標120先。
備考(計画の詳細)		経営支援室、審査第二課を専担部署とし、支援対象先に対する指導を強化。(対象先の現状分析実施による経営課題の明確化、課題解決策の立案・提案・経営改善計画書の作成、計画策定後の実行状況チェック。)
進捗状況		
	(1) 経営改善支援に関する体制整備の状況 (経営改善支援の担当部署を含む) 15年4月～17年3月	< 経営支援室の活動 > 「経営支援室」として独立・設置(16.2.1)。地銀協研修へ6名(6回)派遣。行内研修での説明・指導(5回)。
		< 審査第二課の活動 > 経営改善計画の進捗実績確認。地銀協研修へ2名派遣。外部研修会へ2名派遣。
	16年10月～17年3月	< 経営支援室の活動 > 地銀協研修へ2名(2回)派遣。行内研修での説明・指導(1回)。 < 審査第二課の活動 > 経営改善計画の進捗実績確認。特定企業先への実査。特定先を抱えている営業店指導の実施。
	(2) 経営改善支援の取組み状況 15年4月～17年3月	< 経営支援室の活動 > 「経営改善計画」策定143先。ランクアップ27先。企業訪問件数は延べ384件で、営業店への臨店指導件数は延べ679件。 「経営改善計画策定・検証マニュアル」「経営改善計画書作成の手引き」を制定、「経営改善計画書(様式)」を改訂。 < 審査第二課の活動 > 「経営改善計画」策定72先。ランクアップ22先。企業実査133先。営業店指導109ヶ店。秋田県中小企業再生支援協議会への案件持込6先。 合計 経営改善計画策定実績215先 (目標比 17先、達成率92.7%)。
16年10月～17年3月	< 経営支援室の活動 > 「経営改善計画」策定先67先。ランクアップ10先。企業訪問件数は延べ64件、営業店への臨店指導件数は延べ187件。 「経営改善計画策定・検証マニュアル」「経営改善計画書作成の手引き」を制定、「経営改善計画書(様式)」を改訂。 < 審査第二課の活動 > 「経営改善計画」策定先19先。ランクアップ13先。企業訪問件数は延べ17先。業績検討会開催フォローは3先。営業店指導11ヶ店。秋田県中小企業再生支援協議会との再生手法検討会実施。RCCと地元金融機関、保証協会、支援協議会で勉強会開催。	

経営改善支援の取組み実績(地域銀行用)

銀行名 北都銀行

【15年4月～17年3月】

(単位:先数)

	期初債務者数	うち			
		経営改善支援取組み先	のうち期末に債務者区分が上昇した先数	のうち期末に債務者区分が変化しなかった先	
正常先	12,512	68		6	
要注意先	うちその他要注意先	650	160	26	77
	うち要管理先	138	40	10	16
破綻懸念先	318	69	10	49	
実質破綻先	273	18	3	15	
破綻先	155	0	0	0	
合計	14,046	355	49	163	

- 注) ・期初債務者数及び債務者区分は15年4月当初時点で整理
 ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
 ・ には、当期末の債務者区分が期初より上昇した先数を記載。
 なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は には含めるもの には含めない。
 ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」に上昇した場合は には含める。
 ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理すること。
 ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
 ・ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
 ・みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。

経営改善支援の取組み実績(地域銀行用)

銀行名 北都銀行

【16年度(16年4月～17年3月)】

(単位:先数)

	期初債務者数	うち			
		経営改善支援取組み先	のうち期末に債務者区分が上昇した先数	のうち期末に債務者区分が変化しなかった先	
正常先	10,999	41		5	
要注意先	うちその他要注意先	594	156	13	89
	うち要管理先	95	36	8	17
破綻懸念先	289	66	7	55	
実質破綻先	270	26	2	24	
破綻先	174	0	0	0	
合計	12,421	325	30	190	

- 注) ・期初債務者数及び債務者区分は16年4月初時点で整理
 ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
 ・ には、当期末の債務者区分が期初より上昇した先数を記載。
 なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は には含めるもの には含めない。
 ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」に上昇した場合は には含める。
 ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理すること。
 ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
 ・ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
 ・みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。

経営改善支援の取組み実績(地域銀行用)

銀行名 北都銀行

【16年度下期(16年10月～17年3月)】

(単位:先数)

		期初債務者数	うち 経営改善支援取組み先	のうち期末に債務者 区分が上昇した先数	のうち期末に債務者 区分が変化しなかった先
正常先		9,400	14		13
要 注 意 先	うちその他要注意先	713	119	4	106
	うち要管理先	140	53	7	42
破綻懸念先		366	109	11	96
実質破綻先		233	26	1	25
破綻先		127	0	0	0
合 計		10,979	321	23	282

- 注) ・期初債務者数及び債務者区分は16年10月当初時点で整理
 ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
 ・ には、当期末の債務者区分が期初より上昇した先数を記載。
 なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は には含めるものの には含めない。
 ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」に上昇した場合は には含める。
 ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理すること。
 ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
 ・ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
 ・みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。